

静岡県立静岡西高等学校
元教諭による言動に関する第三者調査委員会
報告書（公表版※）

令和5年4月

※この公表版は、静岡県教育委員会が第三者調査委員会から提出を受けた報告書から、個人情報保護及び通報者保護の観点から、一部、表現を修正又は文言を削除し、第三者調査委員の了承を得た上で公表するものである。

目次

I	第三者調査委員会（以下、第三者委員会という）設置の目的	
1	第三者委員会設置の経緯	1
2	調査の目的	1
3	本第三者委員会における調査の方法	4
4	委員会開催状況	5
II	X教諭の行為等についての事実認定	
1	本第三者委員会における判断の基準	6
2	具体的な行為についての事実認定及び評価	7
3	静岡西高校管理者と県バスケット協会の関係について	20
III	本件の調査方法及び処分についての検証	
1	本第三者委員会における認定との相違及びその原因	22
2	処分の内容について	28
IV	本第三者委員会からの提言	
1	部活動指導について	28
2	発生事案への対応について	31
3	学校管理体制の見直し	33
V	おわりに	34
	別紙 処分案件に係る教育総務課（監察班）と学校3課との連携について	

静岡県立静岡西高等学校元教諭による言動に関する第三者調査委員会

委員名簿

委員長 北川展子（弁護士 島田みらい法律事務所）

委員 岡端隆（静岡大学教育学部教授）

委員 青田直洋（弁護士 岩山雅一法律事務所）

I 第三者調査委員会（以下、第三者委員会という）設置の目的

1 第三者委員会設置の経緯

本第三者委員会は、静岡県立静岡西高等学校（以下、「本校」という。）女子バスケットボール部（以下、「女子バスケ部」という。）に所属していた生徒の保護者から、令和3年12月1日付嘆願書（以下、「保護者嘆願書」という。）が提出されたことを受け、設置されたものである。

保護者嘆願書は、平成30年から令和2年秋にかけて、女子バスケ部顧問であったX教諭が、同部に所属する生徒に対して行った不適切な言動（以下、X教諭による一連の不適切な言動を総称して「本件」という。）に関し、本校及び静岡県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行った調査及び処分の適否について、調査、検証を求めている。

2 調査の目的

(1) 本第三者委員会設置に至るまでの経緯

ア 本件及び本件に関する教育委員会等による調査について

もともと、本件は、令和3年1月4日付にて、教育委員会に対し、関係者嘆願書（以下、「関係者嘆願書」という。）による情報提供があったことから、教育委員会が知るところとなった。

関係者嘆願書には、X教諭による暴力や暴言、不適切な指導（以下、暴力等の不適切な指導を総称して「体罰等」という。）について37項目に及ぶ具体的な内容が記載されていた。また、本件については、本校が、令和2年12月に生徒及び保護者を対象として実施した体罰アンケートにおいても記載があった。

ここには、部活動中にX教諭により壁に打ちつけられて肩打撲の被害を受けたこと、及び、令和2年6月ころの部活動中、体育館でX教諭から他の生徒が水筒を投げられたのを目撃した旨が記載されていた。

当該体罰アンケートの内容については、令和3年1月7日に本校管理者から教育委員会に報告されている。

本件に関する本校及び教育委員会による調査は、以上の関係者嘆願書の提出及び体罰アンケートの報告を受け、令和3年1月から2月にかけて、教育委員会が本校に対して調査方法及びその内容を指示し、本校が、その指示に従って生徒等に対して聞き取りを行ったものである。

イ 教育委員会における認定及び処分

教育委員会は、上記の調査を踏まえ、X教諭に対し、令和3年3月24日付にて文書訓告の措置（以下、「本件措置」という。）を行っており、その対象となった行為として挙げられているのは、次の4つである。な

お、X教諭の発言のうち2か所については、被害生徒以外の者を中傷するような内容を含んでいることから、「××」の表記により示す。

- ・平成30年に、顧問を務める女子バスケ部員が、定期試験前に男子生徒と自転車で併進して帰宅する様子を見かけた後、その部員に対し、繰り返し「男遊び」と発言した。
- ・令和2年7月から8月までの間に、3年生の部員に「なんでお前を使っているんだと言われるぞ。××と言われているんだぞ。」と不適切な発言をした。
- ・教員志望の3年生の部員には、「お前は本当に教員を目指すのか。××とか、そんなことを言われるんだぞ。辞めたほうがいいんじゃないか。」という不適切な発言をした。
- ・令和2年12月22日の練習中に、他の生徒がいる場所で、1年生の部員に大きな声で複数回にわたり「男よりバスケ。」と発言することを強要した。

ウ 日本バスケットボール協会による処分

本件に関しては、本件措置後の令和3年9月、日本バスケットボール協会がX教諭を2年間の登録資格停止処分に付している。公表されている資料によれば、日本バスケットボール協会が処分の対象とした事由は以下のとおりである。

- ・部員に対する暴力（首を絞める、髪を掴んで引っ張る有形力の行使）
- ・部員に対するインテグリティを著しく害する行為（暴力に類する不適切な行為、危険な練習の指示）
- ・部員に対するハラスメント行為（不適切かつ性的な発言、不適切な発言の強要）
- ・部員に対する暴言（人格を一方的に否定又は侮辱する発言）

(2) 本第三者委員会での調査対象

ア 保護者嘆願書における調査要望事項

保護者嘆願書は、本件に関し、日本バスケットボール協会がX教諭を2年間の登録資格停止処分に付したことに触れ、これとの比較において、教育委員会がX教諭の問題行為や本校の内部調査の脆弱さをどこまで把握していたのか検証することを求めている。

保護者嘆願書に調査、検証を求める事項として記載されていた事項は、以下のとおりである。

- ・本校による本件の内部調査の実態
- ・令和2年11月から令和3年3月までの本校管理者と一般社団法人静岡県バスケットボール協会（以下、「県バスケ協会」という。）と

の関係

- ・ X教諭の処分に関する教育委員会の判断や対応

イ 本第三者委員会での調査事項

上記の保護者嘆願書を受け、本第三者委員会は、以下の(ア)～(エ)の事項を調査事項とした。

(ア) 教育委員会による本件の事実認定及び評価の適否

日本バスケットボール協会が処分の対象とした行為が具体的にどのようなものか明確ではないものの、関係者嘆願書と照らし合わせると、日本バスケットボール協会が懲罰の対象とし、教育委員会が処分の対象としなかった行為は以下の4つの行為と考えられる。そこで、まず、これらの4つの行為について、教育委員会における事実認定及び評価の適否を検証した。以下、生徒の名前については、1つの行為に1人の生徒が関係する場合は「生徒」または「生徒S」、2人以上の生徒が関係する場合は「生徒A、生徒B・・・」の表記により示す。なお、これは特定の個人を示すものではない。

- ・ 令和2年6月の練習中に生徒A（上級生）に指示し生徒B（下級生）の背後から首を絞めさせ、「本気で逃げろ、死ぬぞ」と発言したとされること
- ・ 令和2年7月か8月の練習中に、生徒の前髪をつかみながら怒鳴った上、練習後にシューズを脱いで蹴りつけ、脱げたシューズが他の部員に当たったとされること
- ・ 令和2年10月の練習試合中、「なんだその目は」と言って、生徒の顔を殴ったとされること
- ・ 平成30年の練習中、ルーズボール対策として、壁際にボールを投げ、飛び込ませてとらせた。生徒は壁に激突し、肩にアザができたこととされること

また、上記に加え、体罰アンケートや関係者嘆願書に記載された事項のうち処分の対象となりうる以下の行為についても、教育委員会の事実認定及び評価の適否を検証した。

- ・ 令和2年6月ころ生徒に対して水筒を投げつけたこと
- ・ 平成30年から令和2年にかけて生徒に屈辱的なニックネーム（お母さん、ゴーレム、きちがい、パクパク、悪等）で呼んだこと
- ・ 令和2年の7月から8月頃、X教諭が至近距離から投げたボールが生徒の顔に当たり、生徒が鼻血をだしたこと

- ・令和2年7月～8月に「俺がお前の親ならぶんなぐっているぞ」
「殴る必要があるが今は殴れない時代だ。殴れなくて申し訳ない」と言ったこと
 - (イ) 本校管理者から県バスケ協会に対する圧力の有無
 - (ウ) 本校及び教育委員会が行った本件に関する調査の方法及び内容の適否
 - (エ) 教育委員会によるX教諭の処分検討過程及び処分内容の適否
- また、本報告書では、上記の調査内容を踏まえ、本第三者委員会としての提言を行っている。

3 本第三者委員会における調査の方法

本第三者委員会が行った調査の方法は以下のとおりである。

なお、以下の調査事項及び方法については、事前に保護者嘆願書を提出した保護者に説明して意向を確認し、同意を得た。

(1) 対象資料の検討

教育委員会による事実認定の適否を判断するため、本第三者委員会としても、X教諭の処分の前提となる事実について事実認定を行った。

ただし、これは本校及び教育委員会による調査及び処分の適否を判断するために行ったものであり、本件の事実そのものを明らかにする目的で行ったものではない。

そのため、事実認定にあたっては、教育委員会がX教諭の処分を検討する際に使用した資料（以下、「対象資料」という。）をもとに、そこからどのような事実が認定できるかを再検討し、生徒や保護者への聞き取りなど、本第三者委員会として新たな証拠の収集、調査は行っていない。

(2) 関係者への聞き取り調査

前記2に記載した調査事項を検討するにあたっては、本校及び教育委員会が、どのような認識のもとに調査方法や処分内容を決定したかを検証する必要がある。そのため、本校管理者及び教育委員会の担当者に対し、聞き取り調査を行った。

また、保護者嘆願書において調査要望事項とされていた県バスケ協会と本校との関係に関しては、当時の本校管理者への事情聴取のほか、県バスケ協会役員への電話による聞き取りを行った。

本第三者委員会による事情聴取者は、以下のとおりである。

- ①（本校及び教育委員会が本件の調査を行った当時の）本校管理者
 - ・校長 1名

・副校長 1名

・教頭 1名

②静岡県教育委員会

・高校教育課人事班 1名

・教育総務課監察班 1名

③県バスケット協会1名（電話による聞き取り）

(3) 本校体育館の確認

また、事実認定にあたっては、女子バスケット部が練習に使用していた本校体育館の構造を把握する必要があることから、本校体育館を視察した。

4 委員会開催状況

令和5年3月現在

回	期 日	場 所	会議の概要
準備 委員会	令和4年 5月20日（金）	県庁西館8階 教育委員会議室	・趣旨説明 ・委員の紹介、会長の選出 ・確認事項
1	令和4年 6月20日（月）	県庁西館8階 教育委員会議室	・委員会の調査方法 ・調査対象とする元教諭の行為について ・保護者に対する説明内容
2	令和4年 7月21日（木）	県庁別館8階 第一会議室C	・保護者への確認等
3	令和4年 8月24日（水）	県庁西館8階 教育委員会議室	・元教諭の行為についての事実認定
4	令和4年 9月28日（水）	県庁西館4階 第一会議室C	・元教諭の行為についての事実認定 ・学校の調査方法の問題点
5	令和4年 10月14日（金）	県庁西館8階 教育委員会議室	・学校の管理責任、対応の適否 ・学校管理者への聴取事項の検討
6	令和4年 11月14日（月）	静岡県立静岡西 高等学校	・本校管理者への聴取 ・現地調査（体育館を確認）
7	令和4年 12月1日（木）	県庁西館4階 第一会議室A	・本校管理者への聴取
8	令和4年 12月19日（月）	県庁西館8階 教育委員会議室	・教育委員会事務局関係職員への聴取事項の検討
9	令和5年 1月24日（火）	県庁西館8階 教育委員会議室	・教育委員会事務局関係職員への聴取

10	令和5年 2月13日(月)	県庁西館4階 第一会議室A	・報告書の骨子検討
11	令和5年 3月16日(木)	県庁西館8階 教育委員会議室	・報告書の内容検討
12	令和5年 3月30日(木)	県庁西館8階 教育委員会議室	・報告書読み合わせ

※ 委員間の意見交換・調整は随時実施

II X教諭の行為等についての事実認定及び評価

1 本第三者委員会における判断の基準

「静岡県教職員懲戒処分の基準」には、処分の対象となる非違行為の事例として、「II 児童生徒関係」については、「1 児童生徒等へのわいせつ行為等」、「2 体罰」、「3 児童生徒への不適切な言動等」を掲げているものの、体罰や不適切な言動等の定義はなされていない。

運動部活動での指導のあり方については、平成25年5月に文部科学省が「運動部活動での指導のガイドライン」(以下、「部活動ガイドライン」という。)を作成しているところ、教育委員会もこれに従うものとして、各校へ周知を行っているうえ、全国高等学校体育連盟が発出している「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」においても、「本ルールにおける体罰は、・・・文部科学省の『運動部活動での指導のガイドライン』にある『体罰等の許されない指導と考えられるものの例』を参考にし、適用の対象とする。」と述べられている。

そのため、本第三者委員会が、本件について、体罰等への該当性を判断するにあたっては、部活動ガイドラインに則して判断した。

部活動ガイドラインは、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)を引用し、学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」(9頁)としている。

また、体罰等の許されない指導と考えられるものの例として、「①殴る、蹴る等。」、「②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全管理の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。」、

「③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。」、「⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（中略）な発言を行う。」、「⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。」といった例が挙げられている。（11頁）

本第三者委員会では、これを念頭に、本件の各行為が、静岡県教職員懲戒処分という「非違行為」に該当するかを検討した。

2 具体的な行為についての事実認定及び評価

(1) 令和2年6月の練習中に生徒A（上級生）に指示し生徒B（下級生）の背後から首を絞めさせ、「本気で逃げろ、死ぬぞ」と発言したとされること（以下、「本件（1）の行為」という。）について

ア 対象資料から確認できる証言等

対象資料からは、以下のとおりの証言が確認された。

(ア) 生徒及び副顧問の証言要旨

- ・ X教諭から「本気を出していない」と言われ、何と言ったかは覚えていないが、生徒Aに指示して後ろから両腕を首の下から肩の辺りに回して両手を組み体を固定された。抜け出そうとしたができなくて10秒くらいでX教諭から「もういい」と言われて終わった。本気を出す練習というのは理解できたが、初めてこのような練習をしたのでびっくりした。
- ・ 右腕を後ろから首に回し、その腕の手首を左の手で押さえた。動いて抜け出せない程度の力加減。20秒くらい。
- ・ 今年6月頃、生徒Bの「首を絞めろ」「俺がやると体罰になるから」と言われ、後ろから立っている状態で羽交い絞めで首を絞めさせられた。
- ・ 先生が生徒Aに「俺がやるとまずいからおまえやれ」と言ったことに対して、先生がやるならいいけど生徒にやらせるのは少しやりすぎだと思った。
- ・ 首を絞めろという指示ではなく腕で押さえ付けられたところを抜けろという練習。
- ・ （生徒Aに生徒Bの首を絞めさせたことについて）見た。いつものこと。
- ・ 1年生の選手が顧問から見て本気を出していないと判断し、上級生（3年生）に指示し、1年生の背後から腕で首を絞めさせた。

(イ) X教諭の供述要旨

- ・年に2、3回やる練習で、火事場の馬鹿力を出させるために、外側の生徒に内側の生徒を羽交い絞めさせて、そこから抜け出す練習をした。首を絞めることはまずないが、首を押さえられた時に力を発揮できるかと言ったことはある。首を絞めさせたことはないし羽交い絞めが結果として首に入ることもなかった。
- ・背後から押さえられた状態から抜け出すことが練習の目的であった。

イ 認定事実

上記の対象資料からすると、一般に「首を絞める」との言葉から想像される、直接手などで首を絞めつける動作ではないものの、多数の生徒が、X教諭が生徒Aに対し、生徒Bの背後から首の下に腕を回し、その腕を反対の手で固定する形で拘束するよう指示し、実際にこれを行わせたことを目撃したと証言しており、X教諭自身もこれを認めている。

そのため、本件（1）の行為の事実は認定できる。

X教諭は、本件（1）の行為を練習目的で行ったと説明し、部員の中にはX教諭のいう指導的な意義をもって肯定的な意見を申し述べる者も一部いる。

しかしながら、部活動ガイドラインが示すように、体罰等の該当性は指導者や生徒の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

前述の証言からすると、生徒Aの腕が生徒Bの首付近にかかっていること、行為の態様からして、生徒Bが拘束を解こうとして体を動かすことにより、生徒Aの腕が生徒Bの首に入ってしまう同人の首を絞める形になることも十分に想定されるものであること、X教諭自身「火事場の馬鹿力を出させるために」この練習をさせたと話しており、生徒Bが危機感を感じる状況になる可能性を十分認識したうえで行っていたことが認められる。

このような練習方法は、人体の急所である首付近に腕が入り締まる形となる可能性があることから、重大事故につながりかねないものであり、かつ、生徒に不必要な精神的負荷をかけるものである。

そのため、行為の危険性や生徒の精神的負荷に鑑みると、本件（1）の行為は、部活動ガイドラインにいう「安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す」練習であって、体罰等の許されない指導に該当し、非違行為にあたるものと考えられる。

教育委員会がX教諭の処分について検討を行った令和3年3月17日の部長協議で用いた検討資料「教職員の指導措置について 説明資料」（以下、「説明ペーパー」という。）は、本件(1)の行為について、「背後から押さえさせた事実は有」としながらも、「指導目的とのことで非違行為との認定は困難」との評価をしている。

しかしながら、そもそも本件（1）の行為は指導目的であることや、この練習方法を容認している生徒がいることをもって許容されるものではないのであって、そうした評価は、部活動ガイドラインに照らし、誤りであると考える。

- (2) 令和2年7月か8月の練習中に、生徒S（当時3年生）の前髪をつかみながら怒鳴った上、練習後にシューズを脱いで蹴りつけ、脱げたシューズが他の部員に当たったとされること（以下、「本件（2）の行為」という。）について

ア 対象資料から確認できる証言等

対象資料からは、本件（2）の行為について、以下の証言が確認された。

(ア) 生徒の証言要旨

- ・（X教諭から前髪を掴まれたことについて）自分のこと。自分はセンターの練習をしっかりとやっていたつもりだった。バスケットはもうやりたくないと思った。
- ・朝練習のとき、センターポジションで指導された通りの動きができなかった時に、自分の態度が悪く、額の上あたりの前髪を掴まれた。バスケットシューズについては飛んだのは見たが、どのような状況かは見ていないので分からない。勢いで脱げたのであって、誰かにぶつけようとしたとは思わない。
- ・怒鳴るのは頻繁。シューズを蹴って当たったのは見ていない。
- ・前髪を掴むのは見たことがない、怒鳴るのはいつものこと。
- ・前髪は知らないが、シューズが飛んできたことはあった。

(イ) X教諭の供述要旨

- ・バスケットボールシューズについては、締め付けない状態で履いていることが多いため、勢いで脱げて飛んで、生徒に当たってしまった可能性はあるが、この場面についての記憶はない。
- ・前髪を掴んだことについては記憶がない。シューズのひもを緩くしていたときにシューズが脱げて飛んでしまって、恥ずかしい思いをしたことはありますが生徒に当たったことは覚えていない。飛んだシュー

ズを生徒が自分の所に持ってきてくれたことは覚えている。シューズが飛んだ原因はもしかしたら感情的になってボールを蹴ろうとした時かもしれない。

- ・指導の際に生徒の体に触れたことはあるが、髪の毛を掴んだことはない。生徒が嘘を言っている可能性もあるし、私が掴んでいないと思う行為を生徒が掴んだと捉えたのだと思う。

イ 認定事実

(ア) 怒鳴って前髪を掴んだ点について

怒鳴ったことについては、各生徒の証言があり、またX教諭自身も積極的に否定していない。

しかしながら、生徒Sの前髪を掴んだとされる行為については、対象資料からは、目撃者がおらず、生徒S自身の証言しかないことから同人の証言の信用性が問題となる。

この点を検討するに、生徒S自身は、X教諭に前髪を掴まれた状況について、その時間や状況（朝練の時にセンターポジションで指導された通りの動きができなかった時）、その時の練習内容（センターの練習中）、X教諭に掴まれた箇所（額の上あたりの前髪を掴まれた）や掴まれた時の自分の態度（自分の態度が悪かった）、掴まれたことによる自分の気持ち（自分はセンターの練習をしっかりとやっていたつもりだった。バスケットはもうやりたくないと思った）について、当時の状況を詳細に証言している。

また、上記生徒Sの証言は、複数回なされているが、証言間に変遷や矛盾もない。

さらに、生徒Sは、同じ証言のなかで、本件（2）の行為について、「自分の態度が悪く」、「（X教諭のシューズについて）勢いで脱げたのであって、誰かにぶつけようとしたとは思わない」等と、X教諭を擁護する証言もしているものであり、生徒Sが殊更X教諭を陥れようとして積極的に事実と異なる証言する動機も認められない。

生徒Sの前髪を掴む行為は、朝練の最中に起きたとされており、他の部員が当該状況を目撃していることも考えられるところ、対象資料には、生徒Sが前髪を掴まれた旨を証言する者は確認できない。

しかしながら、当該行為は、ミーティング中に部員の面前で掴まれたというような状況ではなく、練習中に起きた出来事であり、各生徒がそれぞれの練習に集中するなどして、たまたま当該場面を目撃していなかった、または記憶をしていない可能性も十分に考えられる。

したがって、他の生徒の証言がないことをもって、X教諭が生徒Sの前髪を掴んだ行為を否定する決定的な理由とはなり得ず、生徒Sの証言の信用性は否定されない。

以上から、本件行為(2)のうち、怒鳴って前髪を掴んだ点については、対象資料から認定できるものとする。

本件行為(2)は、いうまでもなく部活動ガイドラインにいう「①殴る、蹴る等。」に該当する暴力であり、体罰等の許されない指導として非違行為にあたるものとする。

(イ) シューズを脱いで蹴りつけたことについて

対象資料からすると、X教諭が、シューズを脱いで生徒を蹴りつけたことを目撃している生徒はおらず、自らが蹴りつけられたと話す生徒もいないことから、X教諭がシューズを脱いで生徒を蹴りつけたことまでは認定できない。

しかしながら、前述の証言からすると、X教諭が日頃から締め付けられない状態でシューズを履いており、感情的になった際、シューズが脱げて他の部員に当たったことがあること自体はX教諭自身も認めており、かつ、他の各生徒もこれを目撃しており、認定できる。

説明ペーパーでは、本件行為(2)について、「シューズが生徒に当たったことは不明」とされているが、上記の証言からすると、事実認定に誤りがあると考えられる。

そして、前述のとおり、X教諭が指導に際して怒鳴ることは頻繁であったと証言する生徒もおり、X教諭も感情的になり、ボールを蹴った際にシューズが飛んだかもしれないと話していることからすれば、生徒は、いつX教諭が感情的になり、シューズが飛んでくるか分からない状態で指導を受けることとなるのであり、そのような形での指導は、生徒の側からは、相当威圧的なものであったと考えられる。

したがって、シューズが容易に脱げる状態であることを認識しながら、何らの改善もせず、感情的になったときに、シューズが飛んで生徒に当たったことについては、他のX教諭の態度と相まって、部活動ガイドラインにいう「③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う」ことに該当し、非違行為にあたるものとする。

(3) 令和2年10月の練習試合中、「なんだその目は」と言って、生徒S（当時3年生）の顔を殴ったとされること（以下「本件（3）の行為」という。）について

ア 対象資料から確認できる証言等

対象資料からは、本件（3）の行為について、以下の証言、供述が確認された。

(ア) 生徒の証言要旨

- ・練習試合のタイムアウトでベンチに集合した時、「何だその顔は」と言われて顔の左側の側面を手の平で1回はたかれた。
- ・ベンチから送り出される際、先生の手が目の上あたりに当たった。痛いと感じる程の強さではなかった。殴られたとは思っていない。
- ・1回目の聞き取りでは急に聞かれたので自分の認識と違った表現になってしまった。二回目はよく考えてちゃんと思い出してから言えた。
- ・先生の左後ろにいた生徒Sに、振り向きながら軽くはたいた。殴っていない。
- ・顔を殴ることはない。
- ・生徒Sのこと。朝から顔がむくんでいた。
- ・生徒Sのこと。
- ・お前ならできるという意味で軽くはたかれた程度で殴っていない。
- ・先生の手が生徒Sに当たったのを見た。当たっちゃったと思った。
- ・生徒Sのこと。先生が気合を入れた。
- ・生徒Sが夏休みにビンタをされたのを見た。
- ・練習試合で、「目つきが悪い」と生徒Sがビンタされた（1発）のを見た。
- ・生徒Sの頬を平手打ちした場面を実際に見た。
- ・たたいてはいない、ほほではなく頭を軽く押しただけ。
- ・先生の右手が生徒Sの左側に当たった。
- ・はたいたのではなく、手で頭を軽く押す感じだった。

(イ) X教諭の供述要旨

- ・私の記憶にはない。殴ったことはない。どうしてこういう話になるのか分からない。生徒と少なからずスキンシップ（背中をポンと押ししたり、肩をポンとしたりして励ますため）を取ることはある。
- ・私はたたいた記憶がない。押すときに手を加速していない。スキンシップとしての側頭部や後頭部を押すことはあるがそれを「たたいた」と捉えることはあるかもしれない。

- ・私にとってはスキンシップが、生徒にとってはビンタと捉えたのだと思う。私は肩や背中、頭の横を触ることはありますが、叩いてはいない。押すことはあるが手を振り切ることはない。

イ 認定事実

本件(3)の行為については、被害者である生徒Sが当初は「何だその顔はと言われて顔の左側の側面を手の平で1回はたかれた」と申し述べている他、多数の部員が「はたかれた」「ビンタされたのを見た」「(当該生徒を平手打ちしたのを)見た」と供述しており、供述内容が概ね一致している。

なお、生徒Sの表現はその後変遷しているものの、最も記憶が鮮明な時の聞き取りの供述が「頭の左側の側面を手の平で一回はたかれた」であること、事を荒立てたくないという生徒Sの母親の意向が表現の変遷に影響を与えている可能性が否定できないこと、生徒Sの1回目の証言では、生徒Sは「痛いと感じる程の強さではなかった。殴られたとは思っていない」等とX教諭を擁護するような発言もあわせてしており、信用性が高いことからすると、当初の生徒Sの表現が信用できる。

したがって、本件(3)の行為について、練習試合中に生徒Sの顔の左側側面をたたいた事実は認められる。こうした行為は、部活動ガイドラインの「①殴る、蹴る等。」に該当する暴力であり、体罰等の許されない指導として非違行為にあたるものとする。

説明ペーパーは、本件行為(3)について、「生徒の側頭部に手を当て、押し出した事実は有」としながら、「殴った(体罰)とまでは認められず、非違行為との認定は困難」としているが、複数の生徒が証言する頭の左側の側面を手の平で「はたく」行為は、「側頭部に手を当て、押し出した」こととは明らかに異なるのであり、事実認定に誤りがあるものとする。

- (4) 平成30年の練習中、ルーズボール対策として、壁際にボールを投げ、飛び込ませてとらせた。生徒S(当時1年生)は壁に激突し、肩にアザができたと言われること(以下、「本件(4)の行為」という。)について
- ア 対象資料から確認できる証言等

対象資料からは、本件(4)の行為について、以下の証言が確認された。

- (ア) 生徒の証言要旨

- ・追いつけなくてダイブした。
- ・先生の転がしたボールが壁側に転がり、それを取ろうと飛び込んだために左肩をぶつけてアザができた。それほどひどいあざではなかった。
- ・普通のルーズボールの練習が甘いと壁際練習になった。
- ・柵にぶつかった。壁際はあまり意味がないかなと思った。
- ・普通の練習。あざは可哀そうだと思った。
- ・先生が転がしたボールを拾う練習。試合で、手から離れて転がったボールを相手より早く拾うため。試合形式の練習の時、ルーズボールが上手く取れなかったので、その練習をすることになった。

(イ) X教諭の供述要旨

- ・私がボールを転がして生徒がヘッドスライディングのような形でボールを取りに行く練習。バスケではやらなくてはいけない練習だと思う。平成30年に限らずルーズボール対策の練習はやる。壁にぶつかることが目的ではない。激突ではないが壁に当たることもある。ラインと壁は2メートル弱くらいの距離があるがラインから出たボールは取りにはいかない。生徒にアザができていたことは知らなかった。この練習に際して特別な配慮はしなかった。配慮をしなくても成立する練習だと思っていた。
- ・壁にぶつかった人はいるかもしれないが、壁にぶつかりに行く練習ではない。無理に行けとは言っていないし生徒がダイビングして間に合うと判断すればダイビングしたのだと思う。汗で滑って柵にぶつかった生徒はいたと思うが、あざについては把握していなかった。壁にぶつかることもあったがあくまでラインに対して間に合う練習だった。

イ 認定事実

上記のような練習をしていたことはX教諭自身も認めている上、生徒Sが壁に衝突し左肩にアザができたことも、同人の証言のほか、他の部員も同様の証言をしている。したがって、本件(4)の行為は認定できる。

問題は、このような指導が体罰等に該当し、非違行為にあたるか否かである。

たしかに、ルーズボール対策との目的は理解できないわけではないものの、前述のとおり、当該行為により壁にあたる点についてはX教諭も認めており、実際に生徒Sは上記練習により壁(ないしは

柵)に衝突して怪我をしている。にもかかわらず、安全措置をとらないまま同様の練習を継続する行為は、部活動ガイドラインにいう②「安全管理の点から認め難い」肉体的、精神的負荷を課すものと評価せざるを得ない。

したがって、本件(4)の行為は、非違行為に該当するものと考えられる。

この点、説明ペーパーは、本件(4)の行為について、「生徒が飛び込み、壁にぶつかった事実は認められる」としながら、「指導目的のことで、非違行為との認定は困難」と評価しており、行為の評価を誤っているものと言わざるを得ない。

(5) 令和2年6月頃生徒Sに対して水筒を投げつけたこと(以下「本件(5)の行為」という。)について

ア 対象資料から確認できる生徒の証言等

対象資料からは、本件(5)の行為について、以下の生徒の証言が確認された。なお、この点について、説明ペーパーに記載はなく、X教諭からも聞き取りは行われていない。

- ・ 生徒Sが、集合中にX先生からプラスチック製の水筒を横に向かって投げられたが生徒Sがよけたので当たらなかった。なお、X先生は正面から投げたわけではない。
- ・ 水筒を投げた。
- ・ (生徒Sが水筒を投げられたのを)見た。

イ 認定事実

水筒を投げた時の距離や投げたスピード、両者の位置関係については明らかではないものの、同行為について見た者が3名いることから、少なくともX教諭が、令和2年6月頃生徒Sに対して水筒を投げつけた行為は認められる。

水筒を人に向かって投げる行為は、暴行に該当するものであり、部活動ガイドラインにいう「①殴る、蹴る等」にあたることは言うまでもなく、当然に非違行為に該当するものと考えられる。

(6) 平成30年から令和2年にかけて生徒に屈辱的なニックネーム(お母さん、ゴーレム、きちがい、パクパク、悪等)で呼んだこと(以下「本件(6)の行為」という。)について

ア 対象資料から確認できる証言等

対象資料からは、本件（6）の行為について、以下の生徒及びX教諭の証言が確認された。

(ア) 生徒の証言要旨

- ・（動きが鈍い者のことを意味する）ゴーレム。
- ・「お母さん」お母さんがいないと何もできないから。
- ・「パクパク」は生徒A。理解が遅いので魚みたいになる。「悪」は生徒B。生徒Bは親から常識を教えてもらっていない。すごく未熟。
- ・「パク」は生徒C。思ったことをすぐに言えなくてパクパクしていたから。
- ・（パク、パクパクと）言われた。

(イ) X教諭の供述要旨

- ・特定の生徒に対してニックネームとして呼んだことはない。
「きちがいのようなプレーをするな」「（いい気になっていると言う意味で）天狗になっているよ」「（プレー中）仲間を助けに行かないなんて鬼だ。」「悪魔だ」「（機動力が足りないときに）パクパクするな」などと言ったことはある。
- ・「ゴーレム」というニックネームは、「『ゴーレム』と言われるうちはだめだ。その状態から抜け出せ」といいました。「男遊び」は「そんな時間があるのならバスケをしっかりとやれ」という意味で使いました。特定の生徒への呼称としては使っていません（対象資料10）。
- ・「ゴーレム」体は大きいけど鈍いという意味で、生徒D、生徒Eです。
- ・「きちがい」は生徒Fです。プレッシャーがかかると正しい判断ができないため、そのようなときに言いました。

イ 認定事実

前述のとおり、対象資料によれば、X教諭は、本件（6）の行為として挙げられている言葉を発したこと自体は認めているものの、特定の誰かのニックネームで使ったのではなく、そのような行為をするなという趣旨で使った旨の説明をしている。

しかしながら、生徒の証言をみると、それぞれの言葉について、誰のことを指しているかは共通して認識されており、単に「○○のような行為をするな」との趣旨で使われていたのではなく、特定の生徒を示すための呼称として、本件（6）の言葉が使用されていたことは明らかである。

上記のような表現は、身体や容姿に係ること、人格否定的な発言であることは明白であり、指導に際し、こうした表現を用いる必要性は皆無である（例えばプレイスピードが遅いのであれば、その旨指摘すれば足り、ゴーレムと呼称する必要性はない）。

本件（6）の行為は、たとえ、発言者が、そうした行為をやめるべきだとの指導目的で発した言葉であったとしても、部活動ガイドラインにいう「身体や容姿に係ること、人格否定的（中略）な発言を行う」に該当する許されない発言であり、非違行為に当たるものとする。

説明ペーパーは、本件（6）の行為について、「発言の事実は有。また、一部生徒が精神的苦痛を感じている。」としながら、「表現としては不適切であるが、指導目的の側面も否定できず、非違行為との認定は困難」としており、行為の評価を誤ったものと言わざるをえない。

(7) 令和2年の7月から8月頃、X教諭が至近距離から投げたボールが生徒Sの顔に当たり、生徒が鼻血をだしたこと（以下、「本件（7）の行為」という。）について

ア 対象資料から確認できる証言等

対象資料からは、本件（7）の行為について、以下の生徒及びX教諭の証言が確認された。

(ア) 生徒の証言要旨

- ・ピボットの練習中、先生がプレーを見せながら説明していた時、先生の後ろ（2メートルくらい）に立っていたら急に振り向いてボールを片手で投げられて顔の右側に当たった。鼻血が出て過呼吸になった。
- ・しゅんとして下を向いて説明を聞いていなかった生徒Sに振り向きざまにボールを投げたので当たってしまった。
- ・生徒Sのこと。先生はボールを投げるとき顔は狙わない。生徒Sが下を向いていたから当たった。
- ・生徒Sが怒られてボールを投げられた。
- ・生徒Sのこと。
- ・胸に向かって投げたのだと思う。顔に向かって投げたことは今までになかった。X先生のコントロールミスだと思った。
- ・生徒Sのこと。
- ・ボールが当たったのは見た。
- ・生徒Sがボールを1～2メートルの近くから顔にぶつけられて鼻血が出たのを見た。

(イ) X教諭の供述要旨

- ・私が指導した後、やり直したと私が投げたボールが生徒Sに当たった。チェストパスで投げたボールが当たり生徒Sが鼻血を出した。ただ至近距離ではなく6メートルくらい。生徒Sとは目が合っていた。
- ・生徒Sに対して、「肩の高さに投げたつもりだが顔に当たったのなら申し訳ない」と話した。
- ・生徒Sの体は私の方に向いていた。
- ・投げ方は覚えていません。生徒Sが予測していなかったかもしれません。ボールが当たったことについて私の注意が足りなかったと反省している。

イ 認定事実

まず、X教諭が生徒Sにボールを投げた際の距離については、複数の生徒が2メートルと証言しており、かつ、X教諭がというような6メートル離れていた旨証言するものはいないことから、2メートル程度の距離から投げられたものと考えられる。

また、X教諭がボールを投げる際の動作については、複数の生徒が、X教諭が振り向きざまにボールを投げたことを証言しており、これと異なる証言をしている生徒はいない。

さらに、ボールを投げた時の生徒Sが下を向いていたことは複数生徒が供述している。

他方、X教諭は、生徒Sに対し、ボールを投げたこと自体は認めるものの、自分の方に体を向けている生徒Sに対し、肩の高さにチェストパスで投げたのであり、生徒Sとは目が合っていた旨を供述するが、一方で、「投げ方は覚えていません。」「生徒Sが予測していなかったかもしれません。」とも話しており、信用性に欠けるものである。

以上から、X教諭が、2メートル程度の距離から、教諭の方向を向いておらずボールを投げられることを予測していなかった生徒Sに対し、振り向きざまにボールを投げたことは認定できる。

説明ペーパーは、本件(7)の行為について、「投げたボールが生徒の顔に当たり、鼻血が出た事実は有。」としながら、「故意にぶつけたのか、パスしたボールが当たったのか、判別できず、非違行為との認定は困難」と評価している。

しかしながら、2メートルの近距離から、ボールが飛んでくることについて予測ができていない状態でいきなりボールを投げられた場合、受け取る側は回避措置を取る時間的余裕はない。

また、（態勢を整えることなく）振り向きざまにボールを人の肩付近に向かって投げた場合のコントロールは難しく、投げ間違えにより、投げたボールが人の顔面に当たることも十分想定される。ましてや、2メートルの近距離であれば、その可能性は高くなるのであって、明らかにパスをしたものではなく、少なくとも生徒Sの上半身にぶつけることになる可能性は認識したうえで行っているものといえ、故意は認められる。

したがって、本件(7)の行為は、生徒Sに対し、故意にボールを投げつけたものといえ、部活動ガイドライン「①殴る、蹴る等」と同じ生徒の身体に対する侵害行為であるといえ、非違行為に該当する。

説明ペーパーの記載は、事実認定を誤ったものと言わざるをえない。

(8) 令和2年7月～8月に「俺がお前の親ならぶんなぐっているぞ」、「殴る必要があるが今は殴れない時代だ。殴れなくて申し訳ない」と言ったこと（以下「本件(8)の行為」という。）について

対象資料からすると、本件(8)の行為があったことについては、生徒、X教諭ともに証言しており、食い違いはなく、事実は認定できる。

問題は、この発言が非違行為に該当するか否かの評価であるが、X教諭自身、「殴られればできる子であっても殴ることはできないから、できるようにしてあげることができなくて申し訳ないという発言はした」などと話しており、本件(8)の行為における発言は、生徒を殴ることが指導において有用であると生徒に告げる行為に他ならない。

X教諭が「俺がお前の親ならぶん殴ってるぞ」といった言葉を頻繁に口にしてきたことについては複数の生徒が証言しており、これまで認定してきたX教諭の行動と合わせて考えると、部活動の顧問と部員との立場の違いから、同表現を用いることによって、同発言をされた生徒に対して殴られてもおかしくない旨の脅しをするに等しい行為であり、部活動ガイドラインにいう「パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言」に該当し、非違行為にあたるものと考えられる。

説明ペーパーは、本件(8)の行為について、「表現としては不適切であるが、発言内容をもって、ただちに非違行為との認定は困難」との評価をしているが、行為の評価を誤ったものと言わざるをえない。

3 本校管理者と県バスケットボール協会の関係について

保護者嘆願書は、令和2年11月から令和3年3月までの本校管理者と県バスケット協会の関係について調査をするよう求めている。

その趣旨は、県バスケット協会が、令和2年11月30日に同協会に寄せられた「静岡西高女子バスケット部の顧問に暴言が多く子どもを預けられない」旨の匿名のメールについて、令和3年1月初旬に生徒に対する聞き取りを開始したにもかかわらず、その後、調査を進めなかったのは、本校管理者が圧力をかけたのではないかとの懸念にあるようである。

そのため、本第三者委員会は、本校管理者、県バスケット協会に対し、同協会による本件の調査を止める発言をしたかどうか、また、本校管理者の発言が県バスケット協会における本件の調査に影響を生じたのかを確認した。

対象資料及び本校管理者と県バスケット協会Z氏への聞き取りからは、以下のことが認められる。

本校管理者とZ氏は、本件に関し、令和2年12月6日ころ及び同月28日の2回面談をし、令和3年1月8日及び同月27日に電話で話している。

令和2年12月6日ころの面談は、同年11月30日に県バスケット協会に匿名のメールが届いたことについて、Z氏から本校管理者に対し連絡をし、その報告のために行われた。その際、本校管理者はZ氏に対し、X教諭と話を（確認をする）旨を約束している。

同月28日の面談では、本校管理者は、Z氏に対し、年内に学校内で体罰調査をしたこと、県教育委員会と連絡を取りながら現在も調査を行っている旨を話したものである。

また、翌年令和3年1月8日の電話では、本校管理者から、Z氏に対し、倫理委員長が保護者6名から聞き取りを行っていることや匿名のメール送信者が何を望んでいるか等について質問をしている。これに対し、Z氏からは、同年1月7日に女子バスケット部員の保護者6人から県バスケット協会の倫理委員長が聞き取りを行ったこと、大会期間中でもあることから本人への聞き取りは、大会終了後に行うとの回答があった。

その後、同月27日、Z氏が、県バスケット協会としても生徒への調査を行いたいと考え、調査事項等のすり合わせを行うために、本校管理者に電話をしたところ、本校管理者からは、「県教育委員会の方でも対象者に調査が入っているからその結果が出てくるまで待ってくれ」、「現在県教育委員会からも調査中であり、このような状況の中では情報を外に出すことはできない」、「得た情報について聞き取りをした人の許可も得なきゃいけない」等の返答があった。

この電話の後、県バスケット協会による調査は中止されたが、その理由について、Z氏は、X教諭への処分及びその前提としての調査権限が県バスケット協会になかったためであると説明していた。

すなわち、そもそも協会に属するC級以上の指導者の処分権限は日本バスケットボール協会にあり、X教諭はB級コーチライセンスを保有していたことから、その調査、処分権限は県バスケット協会にはない。ところが、当初、県バスケット協会はこのことを失念し、令和3年1月初めに、本件について生徒保護者からの聞き取りを行ったものの、その後、本件の調査及び処分の権限がないことが判明したため、それ以上本件に関する調査を進めることができなかったとのことである。

以上からすると、県バスケット協会は、本校管理者から調査に関する圧力をかけられた事実は認められず、また、本校管理者が県バスケット協会の調査に影響を与えた事実も認められない。

県バスケット協会Z氏は、本校管理者から調査に関する圧力をかけられたとの認識は全くなく、本件管理者との面談や電話での会話が、県バスケット協会による本件の調査に影響を与えた事実もないと明確に話しており、他に圧力があつたことを基礎づける証拠は何もないことから裏付けられる。

Ⅲ 本件の調査方法及び処分についての検証

1 本第三者委員会における認定との相違及びその原因

前記Ⅱのとおり、本第三者委員会は、対象資料から、本件(1)から(8)の行為についても非違行為として認定できるものと考えているが、前記のとおり、教育委員会は、X教諭の処分に際してこの点を認定していない。

以下、このような認定の差異が生じた原因やその前提としての調査の問題点等について検討したうえで、本件の処分に関し、本第三者委員会としての意見を述べる。

(1) 体罰等に関する理解の不足

前記Ⅱのとおり、部活動ガイドラインは、体罰等の許されない指導と考えられるものとして、「①殴る、蹴る等」のほか、「②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全管理の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を貸す。」や、「③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。」などといった例を挙げ、「これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。」と明

確に述べている（11頁）。

つまり、上記に該当する行為は「許されない指導」であるから、その目的が指導であったり、指導目的であるとの指導者の意図を生徒が理解していたりしても、許容されるものではない。

前記Ⅱのとおり、本第三者委員会は、本件(1)～(8)の行為は、いずれも部活動ガイドラインにいう「許されない指導」に該当し、非違行為にあたるものとする。

しかしながら、本第三者委員会による聞き取りにおいて、本校管理者からは、「(X教諭の)練習の意図がX教諭と一部の生徒との間で共有されていなかった(ために本件が問題とされた)」、「(指導として適切だったかどうかは)生徒によって受け止め方が異なる」などといった発言が見受けられた。

また、説明ペーパーにおいても、本第三者委員会が非違行為に該当すると認めた行為について、「表現としては不適切であるが、指導目的の側面も否定できず、非違行為との認定は困難」、「指導目的とのことで、非違行為との認定は困難」との評価が記載されている。

上記の点からすると、本校管理者及び教育委員会においては、検討の前提として、部活動ガイドラインの理解が不十分なまま、本件の調査、処分の検討が行われたものと言わざるを得ず、それが、本件の調査及び処分の判断における誤りの最大の原因であるとする。

本第三者委員会による聞き取りに際し、本校管理者からは「生徒はX教諭の指導を受けるために入学しているので、覚悟を持っていたと思います。だからこそ、県ベスト4という結果を残せたのだと思います。」といった発言や、「年間を通した指導計画の中で、追い込んだ中から生まれてくるものがあり、その一片だけを切り取って酷い指導などと言われてしまうと、指導自体が難しくなる。」といった発言も見受けられたが、部活動ガイドラインが明言しているように、「肉体的、精神的な負荷の厳しい指導と体罰等の許されない指導とはしっかり区別」する必要があり、結果を出すために厳しい練習が必要であるとの認識のもと、安全性の確保されない危険な練習方法や、生徒の人格を否定するような指導が容認されることがあってはならない。

(2) 調査の不足

教育委員会が、前記Ⅱの事実について、非違行為として認定することを躊躇した要因として、X教諭が事実を否定し、または行為の趣旨を指導目的であると説明したこと、生徒の証言によっても必ずしも明確とならない

部分があり、X教諭が否認した事項について生徒の証言をもって非違行為と認定することに慎重となったことが挙げられる。

しかしながら、この点について、保護者及び副顧問からの聞き取りを行っていた場合には、生徒とは異なる供述が得られ、事実認定の結論が異なった可能性がある。

ア 保護者に対する聞き取りについて

本件の調査において、保護者に対する事実の聞き取りは、本校においても、教育委員会においてもされていない。

保護者へのヒアリングを行わなかった理由について、教育委員会担当者は、保護者にヒアリングをしても、生徒から聞いた事情を間接的に聞くだけであるため、通常、調査の対象としないと説明していた。本校管理者も同様に考えていたようである。

しかしながら、本件についていえば、女子バスケット部の土日の練習や練習試合には保護者も立ち会うことが少なくなく、関係者嘆願書にも、保護者が目撃したのものとして記載されていた行為が複数あり、保護者は直接の目撃者でもある。

X教諭と生徒との供述に差異がある事項について、保護者が目撃している案件もあると考えられ、保護者の供述は間接的なものであるとの一般的な理由から聞き取りをしなかったことは、本件の調査に不足があったと言わざるを得ない。

イ 副顧問に対する聞き取りについて

副顧問は、X教諭の指導を間近で見しており、関係者嘆願書に記載された行為のうちいくつかについて目撃している。本校は、副顧問に対し、副顧問が目撃した事実について確認しただけであり、その後、関係者嘆願書に記載されていた事項についての聞き取りはされていない。

副顧問に対しては、関係者嘆願書が提出された直後に、第三者である教育委員会が直接事実確認をすべきであったし、これにより明らかとなる事実があれば、処分の対象となる非違事実に関する判断もまた違ったものであったのではないかと思料する。

以上から、教育委員会から副顧問への聞き取りが行われなかった点については、調査の不足があったものとする。

(3) 調査期間における生徒への配慮の不足

本件に関する調査が開始された1月は、全国高等学校バスケットボール

新人大会（以下、「新人大会」という。）を間近に控えていた時期であり、生徒や保護者の中にはX教諭による指導を希望する者も少なくなかった。

そのため、X教諭の指導方法には問題ないとして、同教諭の指導継続を求める生徒や保護者と、X教諭の指導に異論を唱える生徒や保護者との間に軋轢が生じ、本校管理者がその対応に追われたほか、生徒の中には、本人の思いと同人の保護者の動きとのずれや、生徒間、保護者からの圧力からストレスを感じ、不調を訴えた者もいる。

こうした事態の中、本校は、X教諭の指導停止について説明を求める保護者の要望に応える形でX教諭が指導を外れる経緯を説明する会を行っているが、これは、希望者に対する説明といった形で行われ、本校から女子バスケ部員及び保護者全員に対して、本件の調査に関する本校の方針や姿勢を示すものではなかった。

しかしながら、新人大会を控えた時期に顧問からの指導を禁止し、本件に関し生徒全員から聞き取り調査を行えば、生徒や保護者が動揺するであろうことは容易に想像がつくところであり、本校としては、全生徒への聞き取り調査にあたって、あらかじめ、保護者及び生徒に対し、体罰等は許されないとの姿勢を明確に示したうえで、事実が確認できるまではX教諭の指導を認めることはできないこと、事実調査に際しては正確な事実を述べることといった注意事項を示す必要があったと考える。

生徒や保護者間における軋轢及びこれに基づく生徒の供述への圧力や証言の変遷といった混乱が生じたことは、本校が調査の当初に生徒及び保護者に対し、体罰等に対する厳然とした姿勢を明確にしなかったことも一因と考えられる。

(4) 処分検討体制の不十分さ

ア 教育委員会における教職員処分検討のながれ

教育委員会における教職員処分検討のながれは、別紙「処分案件に係る教育総務課（監察班）と学校3課との連携について」に記載されたとおりであり、調査の結果、懲戒処分とするか、指導措置とするかの判断は教育総務課にて行い、文書訓告とされた場合には、人事所管課が処分案を作成し、教育長、教育部長、教育監、参事（総括担当）の4役の意見を確認したうえで、措置を実施することとされている。

本件でも、これに従い、懲戒処分か指導措置かの判断については、高校教育課人事班の担当者も同席したうえで、教育総務課監察班において検討をし、X教諭を訓告とする旨の判断がなされている。

イ 処分検討の体制

教育総務課監察班で、本件を懲戒処分か指導措置かの判断を行う際に用いられた資料は説明ペーパーだけであり、説明ペーパーの裏付けとなる関係者の供述や関係者嘆願書などの資料は検討されていない。これはその後の4役への説明に際しても同様である。

そのため、教育総務課監察班による処分の検討は、担当者がどのような説明ペーパーを作成するかにより、その結論が大きく左右されることとなる。

説明ペーパーはその性質上、記載する検討対象行為や各供述の分量には制約があり、どのような内容を記載するかは作成者の判断によることになるが、本件について、関係者嘆願書や、生徒やX教諭の供述内容などの原資料（対象資料）を検討し、説明ペーパーを作成しているのは実質的に一人の担当者である。

本件は、X教諭の暴力や危険な練習方法について、生徒とX教諭との供述が食い違っており、X教諭自身は暴力や不適切な指導の事実を否定している、いわゆる「否認事件」であり、また、生徒の供述も数回聴取が行われる中で変遷がみられるなど、各人の供述の評価やそれを踏まえた事実認定には専門的な知識を要するものである。

そのうえ、懲戒処分については、事後に当事者から審査請求により結論が覆されるおそれがあることから、行為者が否認している事実について認定をすることは、担当者としては慎重な判断とならざるを得ない。

また、許されない指導と厳しい指導との境界は判断が難しい場合も少なくない。

さらに、X教諭は、令和3年3月末に私立高校に転任することが決まっており、教育委員会における処分検討には時間的な制約があったものといえる。

本第三者委員会としても、教育委員会の担当者が、これまでにX教諭が三度の指導措置を受けていることを踏まえ、本件について厳正な処分ができないか真摯に検討していたものと受け止めているが、以上のとおり、本件は、判断が難しい要素が複数あった案件であり、このような案件について、事実認定について専門的な訓練を経ていない一人の担当者のみで生徒やX教諭の供述などの元資料の精査や説明ペーパーの作成を行わせ、これだけを判断の基礎として本件処分が検討された教育委員会内部の体制には問題があったと考える。

ウ 体罰アンケートに記載された事項が処分対象から外れたことについて
本件措置の対象となった同教諭の行為には、体罰アンケートに記載されていた女子バスケ部員に向かって水筒を投げたことが挙がっていないが、そもそも、処分を検討する資料である説明ペーパーにもこの行為については記載がない。

対象資料を確認すると、体罰アンケートに記載された事項のうち水筒を投げつけた点については、令和3年1月25日に本校から教育委員会に対して聞き取り結果が報告されて以降、調査検討がなされていない。

この点について、本第三者委員会は、教育総務課監察班の担当者を確認したが、体罰アンケートの内容が、調査対象からも処分検討事実からも外れていることについて、特段の理由は述べられなかった。

思うに、令和3年1月25日には、関係者嘆願書に基づく40項目にも及ぶ聞き取り事項について、女子バスケ部全員とX教諭からの聴取結果を記載した一覧表も提出され、その後の調査・検討はこの一覧表に集中してしまったこと、体罰アンケートのうち、X教諭から壁に打ち付けられて打撲をしたことについては、一覧表にも記載があったため、水筒を投げつけた点が一覧表から落ちている点に注意が至らなかったものと考えられる。

しかしながら、生徒に向かって水筒を投げる行為は、指導目的では全く説明がつかない行為であり、聞き取りをした3年生全員がこの行為があったことを認めている。そうだとすれば、この行為が処分対象事由として挙げられていれば、X教諭に科された処分は結論を異にした可能性がある。

体罰アンケートに記載された事項について、調査段階から失念したことは問題であり、この点を看過したまま、処分にいたったのは、教育委員会における検討体制、チェック体制の不十分さによるものと考えられる。

2 処分の内容について

前記のとおり、令和3年3月24日に教育委員会が行ったX教諭の処分は訓告である。

本件の処分が訓告にとどまったのは、処分の対象とした行為が不適切な発言に限られ、危険な練習方法や生徒に対する暴力は非違行為として認定されていないことによることが大きいと考える。

しかしながら、X教諭は、本件以前の平成20年3月26日に生徒への体罰（頬を平手で叩くなど）をしたとして訓告を、平成22年12月24日に生徒への体罰（足を蹴るなど）をしたとして訓告を、さらに平成28年7月19日に生徒への不適切な発言により文書厳重注意を受けており、このことは本件の訓告にもX教諭が「過去に三度、生徒に対する不適切な言動等により、静岡県教育委員会から指導措置を受けているにもかかわらず、このような行為をしたことは誠に遺憾である。」として記載されている。

教育委員会の定めた「静岡県教職員懲戒処分の基準」（平成19年1月19日）では、具体的な量定の決定にあたって考慮する要素として、「過去に非違行為を行っているか」が挙げられているのであり、仮に、本件の処分の対象となる事実が不適切な発言に限るとしても、過去に三度同種の事案により指導措置を受けているにもかかわらず改善が見られなかったX教諭に対し、同じ指導措置としての訓告にとどまるのでは、軽きにすぎると考える。

加えて、前記Ⅱ記載の第三者委員会の事実認定をもとにすれば、処分の対象とすべき行為は訓告の対象とした不適切な発言に加え、暴行や危険な指導も非違行為として挙げられるのであり、これを過去事例に照らせば、少なくとも本件は指導措置ではなく、懲戒処分（懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職があり、その処分内容により、資料提供や会見などの方法による公表が想定されている。）に付すべき事案であると思料する。

したがって、本第三者委員会としては、本件についてX教諭を訓告とした教育委員会の処分は不適切であると思料する。

Ⅳ 本第三者委員会からの提言

前記Ⅲに記載した問題点を踏まえ、本第三者委員会として、以下のとおり提言する。

1 部活動指導について

(1) 部活動ガイドラインの周知徹底、研修等

前述したように、本件の調査及び処分における最大の問題は、本校管理者及び教育委員会が部活動ガイドライン（とくに体罰等に関する理解）への不十分さにあると考える。

いうまでもなく、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、スポーツ技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現のために行われなければならない。したがって、部活動において「指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん…<中略>…生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為」

(8頁)、「安全確保の点から認め難い」(11頁) 練習などは絶対に許されない。

学校及び教育委員会においては、たとえ指導者と生徒の間で信頼関係があったとしても、偏った勝利至上主義や成果主義に基づいた指導と称する中での発言や行為はすべて許されるわけではないことを、今一度認識する必要がある。

すなわち「指導目的」という言表は、万能ではないのである。

このことを踏まえたうえで、教育委員会は各学校に対して、部活動ガイドラインの内容を単に文書(データ)として学校へ配布し周知するだけでなく、理論的、実践的な研修等をより検討しながら、部活動指導の在り方に関して相互理解を深め合う努力が必要であろう。

(2) 生徒の人格形成に寄与する指導目的、観点の共有化

対象資料から読み取れるX教諭の指導目的や方法、また、これを擁護する保護者らの発言及び本校管理者の供述部分からは、成果主義の考えが色濃く感じられた。もちろん、成果主義に対する考え方を全く否定するものではないが、成果主義のみを追い求めた場合、体罰等を容認する温床になりやすい点は留意したい。

翻って、成果が見られない中にも練習の積み重ねを通して、そこに生徒の成長を見て取ることも可能である。なぜなら、うまくいかないときや負けた時にこそ学べることもあるからである。できた・勝った・マネジメントがよかったなどという結果の場合だけでなく、努力したにもかかわらず意図しない結果になってしまった場合も含み、そこに至るまでのプロセスには教育的契機が存在する。

たとえ、思うようにいかない経験を少なからず得てきた生徒であっても、今度は自分が指導的な立場(先輩が後輩を指導するなど)になった時は、自分と同じような思いをする仲間と共に感的に接することができ、そこから相手の立場になって適切なアドバイスができるようになる可能性もあり得る。なぜなら、「名選手必ずしも名コーチにならず」というように、名コーチになるための条件は必ずしも名選手であったことに限らないからである。

このように、部活動指導の評価を勝利至上主義、成果主義のみで捉えるのではなく、多様な面から生徒の人格形成に寄与する観点を明確に持つべきである。そして、これらの教育的観点は有機的なつながりとして、指導者と選手間だけでなく、指導者間、選手間、保護者間、さらには指導者と保護者間、生徒と保護者間も含めて共有されることが大切で

ある。

(3) 部活動のオープン化（可視化）とデータ記録化

日々における部活動は、指導者と生徒だけで行われることが一般的である。また、一つの場で複数の部活動が同時に活動を展開している場合であっても、お互いが各々の学習指導に没頭すればするほど、もう一方の部活動に対する意識は向きにくくなる。いずれにしても、部活動指導においては、他者の目が入りにくい状況を作り出しやすいことは否めない。

現在、静岡県においては、部活動の指導について外部指導者の確保と円滑な運営への取組が順次検討されているところであるが、未だ過渡期であって現場の指導者に指導方法を委ねるところも少なくなく、どのような指導がそこで展開されるのかについて十分な把握がされていないと思われる。

したがって、指導の現場を関係者へ広くできるだけオープンにし、複数の目で指導の内容（適切な指導がなされているか）を捉える視点が重要である。

ただし、新しい運動技術、戦術の開発やメンタルも含む体力トレーニングなどの特別な練習のために他者への（場合によっては同じ部員に対しても）開示が難しい場合もあり得る。その場合は秘密裏に練習が行われるだろうが、そうであるならば、なおさら指導の内容や方法には科学的な根拠が求められるべきであり、その練習の効果と成果に対しては、社会的に妥当性のあるものとして遅かれ早かれ認知されるべきものにならない。

その前提を踏まえたうえで、他者へ未開示となる練習内容と方法については、当該生徒にその理由を丁寧に説明し、十分理解してもらう中でその活動が行われることが必要である。この点は、指導者だけでなく、学校管理者、保護者においても、その練習の持つ意義について十分理解しておくことが重要である。

ところで、部活動のプロセスを適切に評価、判断するための指標として、日々の活動記録（ノート、映像等）がある。手書きの練習ノートやICT機器等の活用は、生徒だけでなく指導者にとっても自己・他者観察能力及びコミュニケーション能力の向上や自己分析・反省も促すことが期待されるので、行った練習の効果や意味を把握するうえで役立てたい。現状でもすでに多くの部活動でその活用は進んでいると思われるが、ICTの発展とともに今後もより一層の活用を検討されたい。

そのような記録を残しておくことは、広い意味で部活動のオープン化にも貢献し、他者にも練習の現状を把握・理解してもらうことにつながる可能性がある。そして部活動指導の適否に関して議論や検討が必要になった場合には、その活動記録は客観的証拠にもなり得ることから、副次的に体罰等の許されない指導の抑止につながることも考えられる。

なお、ここではあえて繰り返しになるが、活動記録を活用する者（指導者、選手等）は、学習指導の反省や向上を主目的とする点を忘れてはならない。

2 発生事案への対応について

(1) 第三者委員会など外部の知見の活用

前述のとおり、本件の調査及び処分の検討に関しては、教育委員会における体制に不十分な点があったと考えられる。

本件のような否認事件など事実認定について専門的な知識を要する事案の処分を検討する際には、顧問弁護士や弁護士資格を有する任期付職員などを活用することが望ましい。また、外部委託として、学識経験者への依頼、相談なども検討されたい。

関連して、静岡県は令和4年11月に、教職員による体罰やハラスメントなどについて寄せられた情報に適切に対応しているかどうか検証していくため常設の第三者委員会を設置している。この委員会は、教職員による体罰やハラスメントなどに関する情報について、教育委員会の対応が適切であったかを年2回の会合において検証するようであるが、そもそも処分の検討にあたっては、事案により、こうした委員会またはそこに所属する委員を活用することも一案である。

(2) 現場の確認及び事案に応じた聞き取り

本件の調査において、教育委員会はX教諭が指導を行っていた現場を見ないまま、X教諭からの聞き取りを行っている。また、本校管理者による生徒への質問についても、実際に練習が行われていた体育館に赴いてその状況を具体的に確認しているわけではない。

しかしながら、部活動における練習は言葉だけではイメージしにくいものがあり、結果として生徒とX教諭との供述に差異がある部分については、教育委員会も事実認定に躊躇し、処分の対象にしにくかった面が否めない。

また、前述のとおり、本件について保護者はX教諭の指導に関する直接の目撃者であるにもかかわらず、保護者からの供述は生徒からの間接

的なものであるとの一般的な思い込みから、聞き取りを行っていない。

今後の同様な調査に際して、事実関係があいまいな点があれば、（プライバシーに留意しながら）できるだけ当事者及び専門的知見を要する者を交えて現場に出向くなど、実際に起こった出来事について具体的な確認を行い、また、固定観念によらず広く目撃者から情報を収集するなど、より正確な事実の把握に努めるべきである。

(3) 情報共有体制の構築

ア 体罰アンケートの管理

対象資料には、平成30年にX教諭が生徒に対して当たり方の見本を見せた際、当たり方が強すぎて生徒が飛ばされ、壁にぶつかったところを、ちょうど女子バスケット部の取材に来ていた写真部の部員が目撃し、体罰アンケートにその様子を記載したとの記載がある。

この点について、本第三者委員会が本校管理者に確認したところ、いずれも当該アンケートが提出されたことは知っていたが、アンケート用紙自体が保管されておらず、その内容の詳細や本校がとった対応については前任者から引継ぎがなされていないと話していた。

しかしながら、仮に過去の体罰アンケートに記載された事項について問題がないと判断された場合であっても、本件のように同種の事案が再度取り上げられることも十分考えられるのであり、体罰等について記載があったアンケート用紙は、紙媒体もしくは電磁的記録の形で一定期間保管するとともに、その内容及び学校がとった対応について、後任の管理者に対して引継ぎをすべきである。

そのため、教育委員会においては、学校における体罰アンケートの保管期限を定めるとともに、管理者間における引継ぎについても指導を行うべきと考える。

イ 過去の処分歴に関する学校管理者への情報提供について

前述のとおり、X教諭は本件以前に3回指導措置を受けているが、これについて、本校管理者は、X教諭が部活動の指導に関して過去に指導措置を受けていることは噂で耳には入っただけにすぎず、情報が伝達される制度はない旨を述べていた。

しかしながら、部活動の指導において過去に複数回指導措置を受けている教員について、学校管理者がその情報を知らず、漫然と部活動の指導に当たった場合には、同種の事案が再発するおそれがある。少なくともその指導措置を受けたことによって、被処分者がどのよう

な反省をし、そしてその後の部活動指導法改善にどうつなげているのか（自身の指導観の適切な見直しも含む。）について、学校管理者が知ることは意義がある。

そのため、被処分者のプライバシーへの配慮は要するとしても、一定の指導措置等の内容については、学校管理者には、監督上の注意点として教育委員会との間で情報を共有する必要があると考える。教育委員会においては、どのような形で学校管理者と情報を共有し、その後の監督に生かすかを検討されたい。

3 学校管理体制の見直し

(1) 学校と教育委員会との関係

本件の調査に際し、本校管理者からは、調査に関しては教育委員会からの指示に従ったとの言葉が何度となく聞かれた。上記管理者の態度は、現場の責任者として、本校の部活動の在り方をどのように考えるべきか、それに基づき、本件をどのように生徒や保護者に説明し、対応すべきかを主体的に考える姿勢が薄いといわざるを得ず、これが調査期間における生徒、保護者間における混乱にもつながっていた。

そもそも教育委員会は、各学校における細かい実情までは全て把握し切れないはずである。学校が、教育委員会からの指示に従うべきことは当然ではあるものの、当該学校が置かれている現状を一番把握しているのは学校管理者であり、当該教諭らである。そのことを鑑み、学校自らが置かれた状況に主体的に対応すべき必要性も改めて認識されたい。

そのため、今一度、体罰等の疑義が生じた際の、教育委員会と学校の役割分担、また生徒や保護者等への説明の在り方についても検討をしておく必要がある。

(2) 人間関係への配慮

スポーツの専門性を有する者同士が同じ部活動指導に携わる場合、そこでの成果は必ずしもプラスだけでなく、マイナスに働くこともある。学校管理者は、部活動指導を顧問や副顧問に任せきりにするのではなく、指導者間、生徒間、保護者間の複合的關係性にもしっかりと目を向けつつ、監督していくことが望まれる。

V おわりに

平成 25 年 5 月に、文部科学省が「運動部活動での指導のガイドライン」を通知してから早 10 年近くが経とうとしている。この間に、全国高等学校

体育連盟が「体罰根絶全国共通ルールの制定について」（平成26年5月）、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）を通知するに至っている。それにもかかわらず、本件のような事案が生じたことは、学校関係者、教育委員会のみならず、部活動指導に関わる全ての人に対して警鐘を鳴らすものである。

学校における部活動が教育の一環として行われる以上、そこでは生徒自らが主体的、対話的で深い学びを通して、豊かな人間性や社会性を育成することが大切である。したがって、スポーツの上達に関しても、「できる」または「勝つ」ようになるためにはどうすればよいのかを、生徒自らが考える力の育成が重要であるのはいうまでもない。

「自分で考えて練習をする」というのは、言い換えると指導者が示した練習の意味を把握することでもある。あるいは、選手自らが練習メニューを考案し、その有効性を指導者とともにより良い方向で検討することでもある。そのためにも、指導者は、生徒自身が練習の意味を考えられるような指導法の研鑽を積んでほしい。また、学校管理者や教育委員会は、指導者に対してそのように意識を持たせるよう監督、指導してもらいたい。

もちろん、指導者の示した練習の意味を十分把握しなくても、非反省的な機械的の反復練習を重ねるうちに、いつの間にか動きの上達が認められることはあるかもしれない。しかしながら、自分がどうやって上達したのかを知らない（練習の意味が分からず、気が付けばうまくなっていた）生徒は、試合などで自分たちのみで戦わなければならない場面に追い込まれると、つい指導者の顔色を窺って、指導者の指示を欲してしまう。いつまでたっても指導者から自立することができないのである。

そうすると、部活動における生徒の自主的、自発的な活動の場の充実には程遠くなってしまう。

さらに言えば、スポーツ科学が未発達時代は、「殴ればできる」という考え方もあったかもしれない。しかし、教育学的な視点において殴ることとスポーツの上達との間に科学的な因果関係は成立し得ない。危惧しなければならないのは、「殴られてできるようになった」、「殴られなければやる気が湧かない」として育った人は、自らが指導や応援する立場になった場合に、殴る等の指導法を安易に肯定的に捉えかねないことである。そこでは体罰等を容認する負の連鎖が生じてしまうだけである。

いうまでもなく、生徒は指導者の操り人形ではない。指導者は一方的に教えるだけでなく、自身も生徒から学ぶ（より良い指導法をつねに考える）という謙虚な姿勢をもって、生徒と対峙すべきである。そのためにも、指導者は、生徒が練習の中で何を感じ取っているのか、何を理解して

いるのかをよく見聞きしなければならない。指導者は、生徒の考えや思いを大切にしながら指導することの大切さを忘れてはならない。

処分案件に係る教育総務課（監察班）と学校3課との連携について

教育総務課監察班が処分案件に係る情報を集約し、統一した対応を行う。

連携の流れ

